

# Corporate Crimes

## The need for an international instrument on corporate accountability and liability

グリーンピース・インターナショナル 2002年6月発行

<http://archive.greenpeace.org/earthsummit/documents.html>

### —レポート概略—

このレポートは、1984年に当時のユニオンカーバイド社が起こした、インド・ボパールでの化学薬品汚染事故で明らかになった企業責任の重要性に着目し、世界各地で起きている無責任な企業の企業活動が生む環境破壊の例を集めたものです。20カ国以上から、37企業の例が挙げられており、例えばイギリスの核燃料会社BNFL、日本企業では、株式会社荏原製作所などがあります。リオサミットより10年、企業はリオ宣言を採用せず、無責任な環境破壊を世界各地で繰り返しています。以下は、グリーンピースが作成した企業責任に関する10か条の原則です。ヨハネスブルグ・サミットに向けて、グリーンピースはこの原則が各国政府によって支持されることを目指しています。(以下は、レポートからの抜粋です)

## Bhopal Principles

### ボパール原則 (企業責任に関する10か条)

#### 1. リオ宣言第13条を実行せよ

各国は優先課題として、リオ宣言第13条の実現に向けた国際法の明文化のための交渉を開始するべきである。そして、汚染やその他の環境破壊の被害者への責任と、賠償義務を明確にするための国内法を採択すべきである。

#### 2. 企業責任を拡大せよ

企業は、過失の有無に関わらず、環境や所有物への損害、個人への危害を与えるような行為から生じたいかなる損害にも、原状回復も含めた厳しい責任を負わなければならない。親会社、子会社、及び各関連会社も賠償と補償の責任を負わなければならない。企業は、製品への責任をその製造から廃棄まで持ちつづけなければならない。国家は企業の重役と役員に対して、子会社も含めた企業行為あるいは、怠慢に対して個人的な責任を追求しなければならない。

#### 3. 国境を超えた被害に対する企業責任を確実にせよ

国家は企業が国境を越えて、人々、資源及び所有物、生物の多様性、環境、大気や海などの人類の共有物への被害、損害に対して責任を負っている事を公に認め、保証すべきである。この義務には汚染された環境の浄化と原状回復への責任も含まれなくてはならない。

#### 4. 人権を保護せよ

経済活動が基本的人権と社会的権利を侵害することがあってはならない。国家は国民の基本的人権と社会的権利、すなわち生きる権利、安全で健康的な労働環境、安全で健康的な環境、医療を受ける権利及び傷害や損害の補償、情報を知る権利、これらの権利を追求する個人または団体の公正な司法手続きへの権利を保護する責任を持っている。企業はこれらの権利を尊重し、支持しなければならない。国家はこれらの権利の、全ての企業による実効的な遵守を保証し、強制力を持った法的な政策の遂行・施行をしなければならない。

#### 5. 市民の参与と知る権利に応えよ

国家は企業に対して常に、製品の構成内容と企業施設から環境に排出されているすべての物質に関するあらゆる情報を、一般に開示することを要求するべきである。企業秘密が一般市民の知る権利よりも尊重されることがあってはならない。生産物が公共の領域に渡った後は、環境や健康に関する情報公開が企業秘密を理由に制約されることがあってはならない。企業の義務と説明責任は、具体的な環境管理に関する会計報告と、企業活動の環境と社会に与える影響を明確且つ包括的に記した環境報告を、一般市民に公開することによって促進されなければならない。

#### 6. 最も厳格な基準を厳守せよ

国家は健康と環境を含む基本的な人間的・社会的権利を守る最も厳格な基準を企業が守ることを確実にしなければならない。リオ宣言の第 14 原則に従って、国家は多国籍企業が健康と環境保全態勢やその遂行が未発達である地域において、故意に経営と安全基準を低いままにしておくのを許してはならない。

#### 7. 統治に対する過度な企業圧力は避けよ

あらゆる種類の賄賂と戦い、透明な政治資金の運用を促進し、また選挙活動への寄付による公共政策に対する企業の圧力あるいは組織的に行われる不明瞭な圧力団体の活動を排除するために、各国は協力しなければならない。

#### 8. 食料統治権を企業から守れ

各国は、遺伝子組み替えによる遺伝子レベルでの農産物の多様性の汚染を防ぎ、企業による遺伝子の特許取得を防ぐ法律や政策を通じて、個々の国家とその国民が食料統治権を維持できるよう保証しなければならない。

#### 9. 予防原則を導入し、環境アセスメントを義務付けよ

各国は国内法、及び国際法に予防原則を全面的に導入しなくてはならない。それに従って、国家は企業に対して、その活動や生産物によって環境や健康に対し深刻で取り返しのつかない影響のある恐れがある時には、実際に影響が出る前に予防策をとるよう要求しなければならない。より安全な代替策の存在が知られている場合、たとえ科学的議論が継続中であって不確実性があっても、それらを代替

策の導入を抑止する理由にしてはならない。そして政府は企業に対して市民参加のもと、環境に対して重大な影響を及ぼす可能性のある活動に対し、環境影響評価を行うことを要求しなければならない。

#### 10. クリーンで持続可能な発展を促進せよ

各国は危険物質や温室効果ガス、その他の汚染源の使用・許可・排出を漸減し、持続可能な方法で国内の資源を活用し、そして生物多様性を保持するための国内法の制定とクリーンで持続可能な発展を促進しなければならない。

### 「Corporate Crimes」 に挙げられている企業名のリスト

	Location	Category
<b>Dow cases</b>		
Dow	Bhopal, India	Chemicals
Dow	Brazil	Chemicals
Dow	India	Pesticides
Dow	New Zealand	Chemicals
Dow	USA	Chemicals
<b>Chemical cases</b>		
AZF Toulouse	France	Chemicals
Bayer S.A.	Brazil	Chemicals
Ebara Corporation	Japan	Chemicals
Genco	Thailand	Chemicals
Haifa Chemicals	Israel	Chemicals
ICI Argentina SAIC	Argentina	Chemicals
Novartis	Switzerland	Chemicals
Orica Botany	Australia	Chemicals
Rhodia S.A./Aventis	Brazil	Chemicals
Shell Brazil S.A.	Brazil	Chemicals
Solvay	Brazil	Chemicals
Spolana	Czech Republic	Chemicals
Thor	South Africa	Chemicals
Unilever	India	Chemicals

	Location	Category
<b>Pesticide cases</b>		
Anaversa	Mexico	Pesticides
Bayer AG	Peru	Pesticides
D&P	Paraguay	Pesticides
Hindustan Insecticides	India	Pesticides
Plantation Corporation Kerala	India	Pesticides
Shell Brazil S.A.	Brazil	Pesticides
Shell Netherlands	Global	Pesticides
<b>Nuclear cases</b>		
BNFL	UK	Nuclear
JCO Co. Ltd.	Japan	Nuclear
<b>GE cases</b>		
Aventis	USA	GE
Monsanto and Aventis	Canada	GE
<b>Mining cases</b>		
Bolidén	Spain	Mining
Cape	South Africa	Mining
OK Tedi	Papua New Guinea	Mining
Omai	Guyana	Mining
Esmeralda/ Aurul	Romania	Mining
Placer Dome	Philippines	Mining
<b>Forest/Paper cases</b>		
Concord	Papua New Guinea	Forest
DLH	Global	Forest
Hazim	Cameroon	Forest
OTC	West Africa	Forest
Stora	Finland	Forest
<b>Oil cases</b>		
Exxon	Alaska	Oil
Shell Argentina	Argentina	Oil
TotalFinaElf (Erika)	France	Oil
Total	Russia	Oil
Total Raffinage Dist SA	France	Oil
<b>Shipping industry cases</b>		

	Location	Category
Euronav, Bergesen, Vroon	Europe	Shipbreaking
Jönsson, Novator, Gbuch	Europe	Shipping waste

(株) 荏原製作所 (日本)

<u>会社概要</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社荏原製作所 (日本)</li> <li>・環境エンジニアリング企業 (焼却炉の他にポンプ、汚水処理システムなどを生産)</li> <li>・本社=日本</li> <li>・〒144-8510 東京都大田区羽田旭町 1 1-1</li> <li>・電話 03-3743-6111</li> <li>・FAX 03-3745-3356</li> <li>・代表取締役会長 藤村 宏幸</li> <li>・資本金 337 億円</li> <li>・従業員数 4,993 名</li> <li>・汚染場所 神奈川県藤沢市本藤沢 4-2-1 藤沢工場</li> <li>・電話 : 0466-83-8110</li> </ul>
<u>被害現場</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県藤沢市 引地川</li> </ul> <p>神奈川県は東京の南に位置し、その南東は太平洋に面している。およそ 40 万の人々が住む藤沢市は神奈川県の中でも重要な都市の一つである。引地川はその藤沢市を北から南へと流れ、荏原工場は太平洋へ注ぐ河口から 5km のところに位置している。</p>
<u>企業行為</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荏原製作所自らが排出した産業廃棄物の焼却</li> </ul>
<u>事件の概略</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荏原製作所の焼却炉の大気汚染抑制装置に接続されていた排水管から、ダイオキシンを含んだ汚泥が引地川とその一帯に 8 年間にも渡って排出され続けていた。</li> </ul>
<u>汚染の種類</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川汚染、海洋汚染</li> </ul>
<u>被害の広がり</u> と損失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシンによる引地川の水の汚染レベルは日本政府によって定められた環境基準値 (1 リットルあたり 1 ピコグラム) の 3000 倍から 8000 倍であると測定されている。排出された水の焼却炉からの煤と泥による汚染は 1 リットルあたり 13,000 から 300,000 ピコグラムの範囲にある。引地川に排出されたダイオキシンの総量は 3.0g-TEQ と想定され、焼却炉から空気中に排出された総量は 1.4g-TEQ と想定される。</li> </ul>
<u>責任は?</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引地川へのダイオキシンの排出とその回復作業の遅れの責任は荏原製作所にある。</li> <li>・その状況を即座に一般に知らせなかった点については国家当局にその責任がある。</li> </ul>

<u>法的・公共的行動</u>	<p>・未だに荏原株式会社に対する政府による法的行動は取られていない。なぜなら政府がダイオキシンによる汚染のレベルは人体に害を及ぼすものではないと主張しているからだ。地域の活動家団体はダイオキシンのレベルを監視し続けている。</p>
<u>企業のその後の対応</u>	<p>・荏原株式会社は、ダイオキシン汚染の元となった焼却炉を閉鎖して、焼却炉の稼働の結果汚染された現場に施設を再建した。荏原製作所は、その焼却炉を取り壊すことも引地川やその周辺の地域の清浄化も行っていない。日本政府は荏原に対して汚染を改善する要求もせず、引地川のダイオキシンレベルは人体に害を及ぼすものではないと主張しつづけている。荏原製作所は焼却炉を製造し、日本国内や海外でそれらを販売し続けている。荏原は、新しい焼却炉は改善され、引地川の重大なダイオキシン汚染を引き起こした焼却炉よりも安全だと主張している。</p>
<u>法的結果</u>	<p>何の法的措置も取られていない。</p>
<u>グリーンピースの最終的見解</u>	<p>荏原製作所は未だ川と海を清浄化するための何の方策もとっていない。<u>荏原製作所の焼却炉施設の管理体制のミスは、途切れることのない焼却炉の製造、利用、そして日本による焼却炉技術の輸出が環境にもたらす危険を露呈した。</u></p>

(以上 グリーンピース・ジャパン訳)